

## 令和5年度 特別強化選手支援事業対象経費

目的：本県の優秀な選手を特別強化選手として指定し、遠征費や選手強化活動に要する経費を補助する。

補助対象経費：旅費（宿泊費・交通費）・報償費・需用費・使用料及び賃借料とする。

費目	支出基準（補助金限度額）	証拠書類の整理・注意事項
旅費	<p>【宿泊費】※金額は税込                      ○1泊2食: 9,800円以内                      ○1泊朝食: 8,300円以内                      ○素泊り: 7,300円以内                      ※朝食1,000円 夕食1,500円以内</p> <p>【交通費】                      ○交通費実費                      ○ガソリン代、有料道路通行料、駐車場代、パック旅行代金                      ※各競技大会、海外遠征等に係る旅費も可（海外遠征等は、事前に県スポーツ協会に相談すること）</p>	<p>【宿泊費】                      ○領収書は、宿泊先又は業者が発行（パック料金等）する領収書で、宿泊日・単価・素泊り・1泊朝食・1泊2食等の内訳の記載があること。また、内訳の無い場合は明細書を添付すること。                      ○宿泊先で食事の提供がない場合は、品名、単価、数量等の内訳が明記された領収書又はレシートを添付する。（レジ袋は、対象外）</p> <p>【交通費】                      ○領収書は、業者が発行するもの。また、領収書に明細がない場合には、明細書を添付すること。                      ○ガソリン代は満タンで出発し、事業終了後満タン給油した分のみ補助対象とする（量記載の領収書又はレシート添付）※ガソリン代領収書又はレシートを貼った余白に利用者名を記入すること。                      ○高速道路通行料金は現金又は、ETCの使用を可能とする。領収書に代えてETC利用証明書を添付することができる。（高速道路領収書を貼った台紙の余白に、利用区間及び利用者名を記入すること）</p>
報償費	<p>○1回の報償費の上限は、5万円以内とする。</p>	<p>○報償費の領収証には、ただし書きとして「報償費として」を記入すること。                      注）領収金額に源泉所得税 10.21%を含む場合は、領収書の但し書きに「源泉所得税 10.21%を含む」を記入する。                      ○住所、氏名は自筆とすること。</p>
需用費	<p>○競技用具に係る経費については20,000円を上限として補助する。</p>	<p>○購入先業者の発行する領収書又はレシートを添付する。                      ※品名・単価・数量等の詳細を明記すること。</p>
使用料及び賃借料	<p>○会場借上げ料（電気・空調料含む）                      ○レンタカー代</p>	<p>○使用した会場・施設が発行する明細書、領収書を添付すること。明細書がない場合は、内容が分かる資料を添付する。                      ○レンタカーの使用は、事前に県スポーツ協会に相談すること。</p>
留意事項	<p>1) 各競技大会・研修会への参加料は対象外とする。                      2) 各経費の領収書等証拠書類は、事業ごとに完備し、原本を提出すること。（感熱紙の領収書はコピーしたものも添付すること。）また、競技団体は、提出する書類（中間報告、事業実績報告書）の控えを必ず保存（事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間）しなければならない。                      3) 提出する領収書等証拠書類の宛名は、<u>特別強化選手名</u>を記入すること。会社等に支払いする場合の領収書には、支払先の住所・社名（店名）代表者名及び押印があること。                      4) 領収書の原本に加筆することは不可とする。                      5) 強化費出納帳（参考資料）を作成し、現金の管理をすること。</p>	